

小田原市国基準通所型サービス（旧来の介護予防通所介護相当）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A 6	1111	通所型独自サービス1 (※1)	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,672	1月につき	
A 6	1112	通所型独自サービス1日割			55単位	55	1日につき	
A 6	1121	通所型独自サービス2 (※2)			事業対象者・要支援2	3,428単位	3,428	1月につき
A 6	1122	通所型独自サービス2日割				113単位	113	1日につき
A 6	1113	通所型独自サービス1回数 (※3)			事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384単位	384	1回につき
A 6	1123	通所型独自サービス2回数 (※4)				事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	395単位	
A 6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A 6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A 6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき		
A 6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算		240		
A 6	6105	通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A 6	6106	通所型独自サービス同一建物減算 2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A 6	5010	通所型独自生活上向グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算		100		
A 6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225単位加算		225		
A 6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算	50単位加算		50		
A 6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算	200単位加算		200		
A 6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算Ⅰ		150単位加算	150	
A 6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(1) 口腔機能向上加算Ⅱ		160単位加算	160	
A 6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 1	ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A 6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A 6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 3		(2) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A 6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ			運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A 6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算		チ 事業所評価加算	120単位加算		120	
A 6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A 6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A 6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ 1			(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A 6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ 2				事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A 6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ 1			(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A 6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ 2				事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A 6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位加算		100	
A 6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 1			(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200単位加算		200
A 6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 2				運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100
A 6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6月に1回を限度)	20単位加算		1回につき	
A 6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6月に1回を限度)	5単位加算		5
A 6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算		40		
A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき	
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算			
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算			
A 6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3) で算定した単位数の 90% 加算			
A 6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3) で算定した単位数の 80% 加算			

A 6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算	
A 6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算	
A 6	8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000 加算	

- (※1) 要支援1または週1回程度利用の事業対象者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。
(※2) 要支援2または週2回程度利用の事業対象者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。
(※3) 要支援1または週1回程度利用の事業対象者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回/月を超える場合は、「1111(1,672単位)」を使用。
(※4) 要支援2または週2回程度利用の事業対象者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1121(3,428単位)」を使用。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A 6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	定員超過の場合×70%	1,170	1月につき	
A 6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			55単位			39	1日につき
A 6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,428単位			2,400	1月につき
A 6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			113単位			79	1日につき
A 6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384単位			269	1回につき
A 6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395単位			277	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A 6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	1,170	1月につき	
A 6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			55単位			39	1日につき
A 6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,428単位			2,400	1月につき
A 6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			113単位			79	1日につき
A 6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384単位			269	1回につき
A 6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395単位			277	